

○岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金等交付要綱

令和3年3月31日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家ストックの有効活用による空き家の解消並びに移住定住の促進による人口の増加及び地域の活性化を図るため、移住を目的として空き家を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金及び奨励金（以下「補助金等」という。）を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク実施要綱（平成26年岡谷市告示第30号）第4条第2項の規定により岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録台帳に登録された空き家をいう。
- (2) 移住 空き家を購入した者が、当該購入した日以降に本市に転入し、市の住民基本台帳に記録（当該購入した空き家（以下「住宅」という。）の住所に限る。）され、かつ、住宅に生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 子育て世帯 補助金等の交付を申請する日において、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金等の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和3年4月1日以降に空き家を購入し、当該購入年度内に移住した者
- (2) 移住後に引き続き3年以上住宅に居住する意思のある者
- (3) 市に転入した日（以下「転入日」という。）から起算して過去4年間に岡谷市の住民基本台帳に登録がない者
- (4) 前住所地において市税等を滞納していない者
- (5) 過去にこの要綱及び岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（令和元年岡谷市告示第11号）に基づく補助金等の交付を受けていない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員でない者

(補助金等の額)

第4条 補助金等の種類、対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金等の額等は、次の表のとおりとする。この場合において、補助金等の申請に係る空き家が共有名義であるときは、当該名義人のいずれか1人の申請に限るものとする。

種類	補助対象経費	補助金等の額等
住宅改修等補助金	市内の事業者が施工する住宅（併用住宅にあっては居住部分に限る。）の改修工事、修繕工事等に係る費用。ただし、転入日の属する年度内に完了する工事に限る。	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、80万円を限度とする。
移住奨励金	—	20万円。ただし、子育て世帯については、18歳以下の世帯員1人につき10万円を加算する。

(交付申請等)

第5条 住宅改修等補助金の交付を受けようとする者は、空き家を購入した日から起算して6月以内、かつ、補助対象経費に係る工事の契約締結前までに、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 前住所地における市税等の納税証明書の写し
- (3) 本籍地における戸籍の附票（転入日から起算して過去4年間に岡谷市の住民基本台帳への登録がないことが確認できるもの）
- (4) 市内への居住を3年以上継続する意思の誓約書（様式第2号）
- (5) 工事に係る見積書の写し
- (6) 工事の内容がわかる図面又は写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 移住奨励金の交付を受けようとする者は、転入日から起算して30日以内又は転入日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮

らし応援事業補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
ただし、前項の住宅改修等補助金の申請をする者にあつては、当該申請と合わせて申請
することができる。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる書類
- (2) 世帯全員分の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項ただし書の場合において、当該申請に係る提出期限等及び提出書類は、第1項の
規定を準用する。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請があつたときは、その内容を審
査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定（以下「補助金交付決定」という。）
し、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）
（以下「補助金交付決定書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたと
きは、奨励金の交付を決定（以下「奨励金交付決定」という。）し、岡谷市空き家バン
ク移住・田舎暮らし応援事業奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者
に通知するものとする。

(事業の変更等の承認)

第7条 補助金交付決定を受けた者は、当該工事の内容を変更しようとするときは、岡谷
市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長
に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該申請書に添付す
る書類は、当該変更に係る書類に限るものとする。

2 前項の申請については、前条第1項の規定を準用し、岡谷市空き家バンク移住・田舎
暮らし応援事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金交付決定書を受理した者は、当該工事が完了したときは、その完了の日か
ら起算して30日以内又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日ま
でに、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金実績報告書（様式第7号）
に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員分の住民票の写し

- (2) 工事契約書又は請書の写し
- (3) 工事着工前、工事中及び完了時の確認ができる写真
- (4) 工事等の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に対し、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。
(補助金の交付)

第10条 申請者は、奨励金交付決定又は前条の規定により補助金等の額の確定を受けたときは、速やかに岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金等請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項ただし書の規定による申請に係る奨励金の交付請求にあつては、前条の補助金の額の確定に係る交付請求と合わせて行うものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、交付申請者に対し補助金を交付するものとする。
(決定等の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定又は奨励金交付決定(以下この条において「決定」という。)を受けた者が次のいずれかに該当するときは、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金等交付決定取消・返還通知書(様式第10号)により当該申請者に通知しなければならない。
(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク活用奨励金交付要綱の廃止)

- 2 岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク活用奨励金交付要綱（平成30年岡谷市告示第8号）は廃止する。

附 則（令和4年告示第29号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に使用されている様式は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和6年告示第20号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)

(令和4告示29・一部改正)

様式第10号 (第11条関係)